平成３０年（フ）第２２０号
広島県東広島市河内町入野6207番地２
債務者　原　　邦恵
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　的場　健祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２９８号
兵庫県三木市大村433番地の11、従前の住所兵庫県三木市別所町近藤７番地
債務者　北村　　緑（旧姓栄）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５３号
兵庫県高砂市曽根町3018番地の２、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田196番地の９
債務者　浅田　智美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市栗山町106番地１　ロワイヤル栗山Ⅱ－302号
債務者　西村事務所こと　西村　正照
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県たつの市龍野町富永575番地８
債務者　牛谷　善子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第８９号
奈良県天理市前栽町135番地２　メゾン前栽Ⅰ　101号
債務者　田中　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２９号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4530番地１　サンヒル103号室
債務者　伊地知すみ子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　献
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３０号
福岡県京都郡苅田町京町２丁目24番地１（グランドパレス苅田ウィングアーク1101号）
債務者　田村　洋人
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
島根県出雲市神門町1392番地６メゾンおむらB
債務者　森本　　智
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第３２号
福岡県行橋市大橋１丁目20番26号
債務者　田上　美沙
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
新潟県岩船郡関川村大字下関106番地３　村営宮越住宅101号
債務者　山水恵美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１８号
山形県米沢市御廟２丁目４番20号　コーポマイルーム105号室
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１０７号
静岡県沼津市庄栄町６番28号　グランドハイツ庄栄１－Ｃ号室、前住所静岡県沼津市新宿町17番地の16
債務者　夜山　秀行
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸178番地７
債務者　宮本精肉店こと　浜砂　延宏
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３８号
和歌山市井ノ口562番地　千旦団地４－93
債務者　平尾　　章
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３９号
和歌山市井ノ口562番地　千旦団地４－93
債務者　平尾有美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４５号
和歌山県岩出市中島1165番地の15
債務者　山岡　康子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係